

厚木市重度身体障害者寝具乾燥消毒事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、在宅重度身体障害者の心身の健康及び衛生の保持増進を図るため、寝具乾燥消毒サービス（以下「寝具乾燥」という。）を行うことについて必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 寝具乾燥の対象者は、厚木市内に住所を有し、かつ、居住する65歳未満の下肢又は体幹機能障害1級又は2級の者で、その障害の状態により1日の大半を寝たきりで過ごし、寝具の衛生管理が困難な状態にあるものとする。ただし、施設に入所中の者、入院中の者及びグループホーム等に入居中の者を除く。

(実施方法)

第3条 寝具乾燥は、市が専門業者に委託し、対象者の寝具（敷布団、掛布団、毛布）を年1回、丸洗い乾燥するものとする。

なお、寝具の枚数については3枚を限度とし、寝具の種類が重複することを問わない。

(費用)

第4条 寝具乾燥に要する費用は、市が全額負担するものとする。

(申請)

第5条 寝具乾燥を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、厚木市重度身体障害者寝具乾燥消毒事業申請書を当該事業年度の9月末日までに市長に提出するものとする。

なお、前年度に寝具乾燥を実施した対象者は、当該事業年度に申請書を提出したものとみなす。

(決定通知)

第6条 市長は、前条の申請書を受理した場合において、その内容を審査し、可否を決定し、その結果を厚木市重度身体障害者寝具乾燥消毒事業決定（却下）通知書により申請者に通知するものとする。

(届出)

第7条 寝具乾燥を受けている者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 住所を変更したとき。
- (2) 氏名を変更したとき。
- (3) 第2条に定める対象者に該当しなくなったとき。
- (4) 寝具乾燥を止めるとき

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。